

駐車監視員活動ガイドライン

(平成26年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道157号線(南町交差点～武蔵交差点の間)	9時～18時
路線 (区 間)	重点時間帯
主要地方道金沢停車場線(金沢駅前中央～武蔵交差点の間)	9時～18時

重点路線

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
金沢駅、武蔵町、近江町周辺	9時～18時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
駅西本町、西念、広岡、北安江周辺	9時～18時
昭和大通り(昭和町、六枚町、芳斉、長土堀、三社町)周辺	9時～18時
高岡町、玉川町、長町、中央通町周辺	9時～18時
此花町、堀川町、笠市町、安江町、彦三町、瓢箪町周辺	9時～18時
尾張町、袋町、大手町、橋場町周辺	9時～18時

重点地域

石川県金沢東警察署